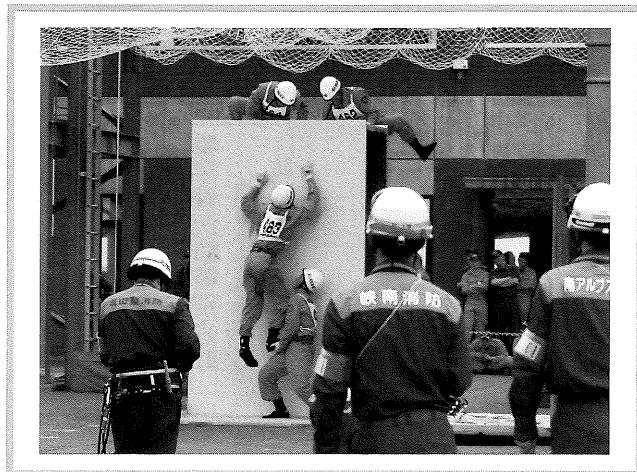


廣報 陝北

No. 39

平成26年8月

峡北広域行政事務組合 発行
山梨県韮崎市本町四丁目9-48
☎ 0551-22-3311 編集／総務課
URL <http://www.kyohoku.com/>

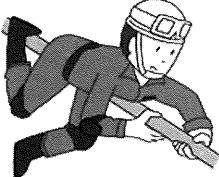


第41回山梨県消防救助技術大会開催

6月11日 東山梨消防本部

障害突破 「関東地区指導会出場！」

第1位 峡北消防本部



左から 利根川 慧多 隊員
相山 泰紀 隊員
金丸 誠 隊員
伊藤 慎一郎 隊員
鮎澤 翼 隊員

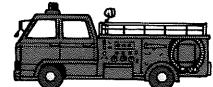


火災・救急・救助の出場件数（平成25年1月～12月）

火災件数		98件
建 物	28件
林 野	18件
その他 (車両、その他)	52件
死 者	1名
負傷者	1名
損害額	98,476千円

救急件数	4,188件
急 病	2,647件
交 通	440件
一般負傷	673件
そ の 他	428件
搬送人員	4,000名
救命センター搬送	190名
山梨県ドクターへリ搬送	40名

救助件数	76件
交通事故	49件
火 灾	1件
水難事故	2件
機械事故	4件
その 他	20件



平成26年度当初予算額

30億9,740万円

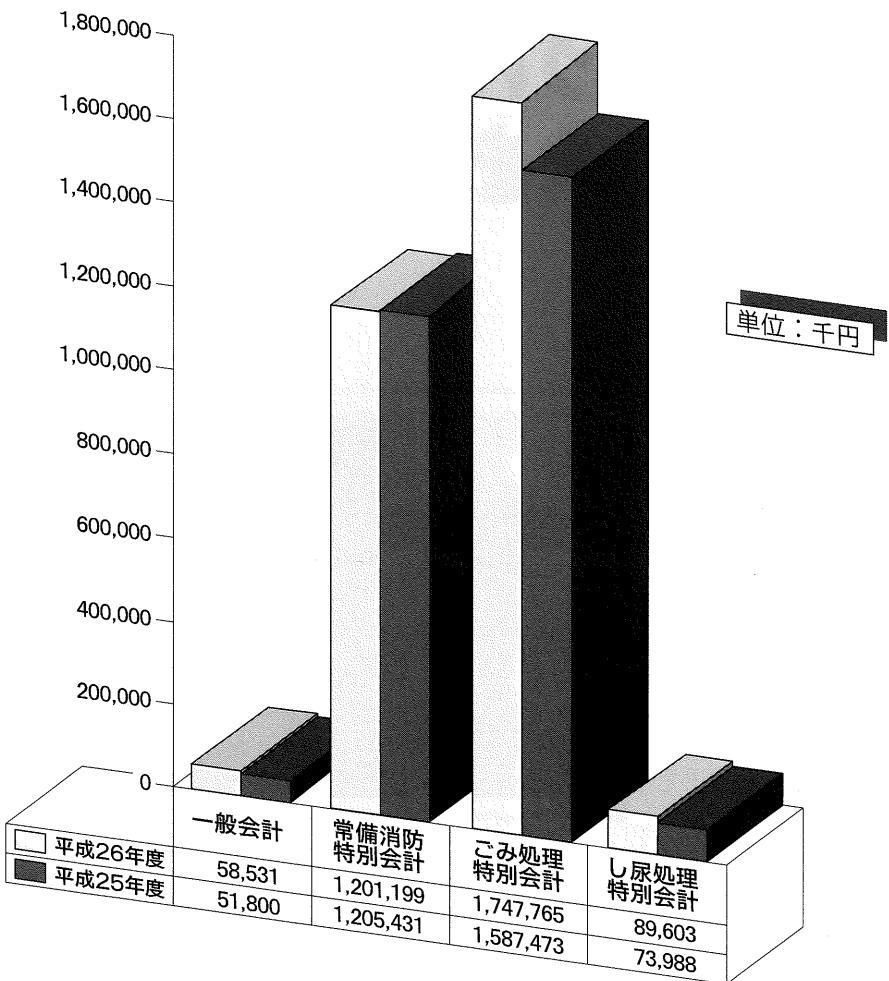
峡北広域行政事務組合告示第4号

地方自治法第243条の3及び峡北広域行政事務組合財政公表条例に基づき、峡北広域行政事務組合の財政状況を次のとおり公表する。

平成26年6月30日 島北広域行政事務組合 代表理事 横内公明

平成26年度峡北広域行政事務組合当初予算が3月定例議会において可決されました。

当組合の財政は、一般会計とそれの目的に応じた3つの特別会計で構成されており、一部の使用料・手数料を除き、そのほとんどが関係市からの負担金で賄われています。

財政事情の公表**平成25年度 予算執行状況**

平成26年3月31日現在(単位:千円)

会計名	収入済額	支出済額	差引額
一般会計	53,160	52,048	1,112
常備消防特別会計	1,842,801	1,806,574	36,227
ごみ処理特別会計	1,598,803	1,578,089	20,714
し尿処理特別会計	79,428	75,891	3,537
合計	3,574,192	3,512,602	61,590

峡北広域行政事務組合情報公開条例第27条に基づき、平成25年度の情報公開条例による公文書の開示等について報告します。
申請件数6件(開示件数6件)

エコパークたつおか(峡北広域環境衛生センター)からのお願い

◆ごみの分別と生ごみの水切りにご協力を◆

最近、可燃ごみに、金属、針金、金具などが混入し可燃処理施設が緊急停止しました。

もう一度、ごみの分別に心がけ、ごみを排出してください。

また、家庭から排出される一般ごみのうち、約40%は「生ごみ」です。



可燃処理施設から出た針金等

「生ごみ」の80%は水分ですので、水切りを必ずしましょう。

皆さんのがルールを守ることで、処理施設を低コストで運転することができます。



～快適な生活環境の保全のために～

当センターは、環境にやさしく安全なごみ処理施設として、地域から排出されたごみを適正に処理するとともに、地元のみなさまとの公害防止協定を遵守し、環境保全の推進に努めています。平成25年度の検査結果は次のとおりです。

1 ばい煙

項目	単位	大気汚染防 止法規制値	公害防止協定基準値	検査結果			
				第1回(8月21日) (第1系炉)	第1回(8月20日) (第2系炉)	第2回(12月20日) (第1系炉)	第2回(12月20日) (第2系炉)
ばいじん量	g/m ³ N	0.08	0.02	0.01未満	0.01未満	0.01未満	0.01未満
硫黄酸化物	ppm	54	20	6	3	13	3
窒素化合物	ppm	250	100	61	78	70	62
塩化水素	ppm	430	25	22	16	50	25

※塩化水素 = 平成25年度の基準値は100ppmです。

2 ダイオキシン類

項目	単位	ダイオキシン法規制値	公害防止協定基準値	検査結果	
				第1回(8月20日) (第1系炉)	第1回(8月20日) (第2系炉)
ダイオキシン	ng-TEQ/m ³ N	1.0	0.10	0.00024	0.00035

(調査機関 (株)環境計量センター山梨検査所)

「消防救急デジタル無線」の運用を開始しました

峠北広域行政事務組合消防本部では、平成26年4月から安心して暮らせるまちづくりをめざして消防指令システムの部分更新を実施し消防救急デジタル無線の運用を開始しました。このデジタル化により、消防・救急活動を効果的・効率的に行い地域住民の安全・安心を守ります。

無線のデジタル化とは？

私たちの生活の中でも、携帯電話やテレビ放送等、様々な分野においてデジタル化が進展しており、電波の有効利用を図るとともに、データ伝送等による高度な利用が行われています。消防救急無線においては、これまでアナログ通信方式により、音声主体の運用が行われてきましたが、平成15年10月に、総務省総合通信基盤局から「電波法関係審査基準の一部改正」が出され、アナログ周波数の使用期限が平成28年5月31日までとされました。このため、消防救急無線においても、新たな情報通信技術を取り入れて、デジタル化を進めいくことが必要となっています。

デジタル化による効果！

- ◎秘匿性が高まり、患者の傷病情報等の個人情報保護が強化できる。
- ◎消防・救急車両の位置情報や、水利情報、画像情報等の多様なデータを活用できる。
- ◎無線チャンネルが増加できるため、増大する消防救急活動件数に対応できる。
- ◎大規模災害時等における混雑した通信幅^{ふくそう}転が回避できる。



新しい「表示制度」が始まります

表示制度とは？

消防法令及び防火安全上重要な建築構造等に適合している建物に消防機関から表示マークを交付する制度です。

対象となる建物は？

3階以上で30人以上収容できるホテル・旅館等です。※

いつから？

掲出希望があり、法令に適合しているホテル・旅館のみ平成26年8月1日から掲出できます。※



建物の安全・安心に関する情報を、利用者にお知らせするマークですので、旅行の際などに、安心して宿泊できる判断材料となります。



※掲出開始時期や対象となる建物は消防機関によって異なる場合があります。